

契 約 書

北上川沿岸中田地区土地改良区理事長を甲とし 乙を乙として、
乙の申請に係る 排水を を経て に放流
することについて、甲及び乙は次のとおり協議が整ったので、契約を締結する。

(平成 年 月 日付け、北土改承認第 号)

- (1) 乙は、この排水放流にあたって被害を発生させないよう浄化処理に万全の対策を講ずるものとする。万一被害が発生した場合は、乙において責任をもって補償の措置を講ずるものとする。
- (2) 乙が排水施設を変更し、又は排水量を変更する場合には、直ちに甲に届出しその承認を得るものとする。
- (3) 乙は、甲の規程第 8 条第 2 項及び 4 項に定める排水負担金を、納付するものとする。
- (4) 農業経営又は生活環境美化に支障を及ぼす事態が発生したとき、又は発生するおそれがあるときは、甲は乙に対し排水放流の差し止めをすることができる。
- (5) 本契約書の期間は、契約の日から五ヶ年度間とする。

上記契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ 1 通を保持するものとする。

平成 年 月 日

甲 登米市中田町石森字駒牽 2 3 8 - 1
北上川沿岸中田地区土地改良区
理 事 長 千 葉 武 男 印

乙
..... 印